

県南広域振興局長告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年9月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市遠野町27地割36番10地先から38番4地先まで	新	m 30.1~22.2	m 52.0
	旧	39.8~32.4	52.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成25年9月10日から同年10月10日まで